

流山市の給与・定員管理について

給与・定員管理等の公表は、『「地方公共団体における職員給与等の公表について」の一部改正について』（令和4年3月29日総行給第88号）の様式記載要領などに準じて掲載しているものです。

なお、表中の千葉県の数値は「ちば県民だより」を、近隣市の数値は各市の協力によって作成しました。

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

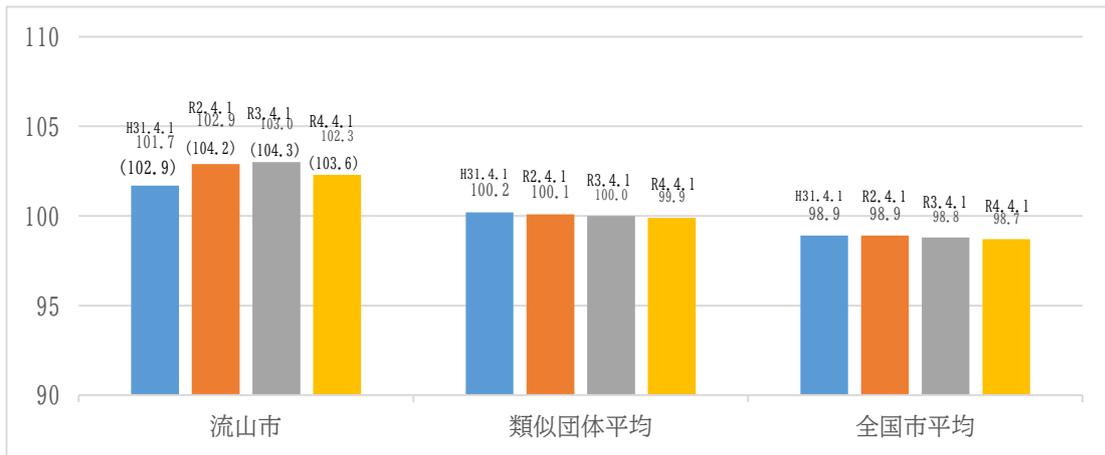
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 (千円) A	実質収支 (千円)	人件費 (千円) B	人件費率 (%) B/A	(参考) 令和2年度の人件 費率 (%)
流山市	204,512	82,867,764	3,142,411	10,057,907	12.1%	11.1%
我孫子市	131,402	52,184,044	1,476,060	8,085,846	15.5%	15.4%
野田市	153,807	61,109,674	2,209,848	9,203,725	15.1%	12.9%
柏市	431,267	153,273,328	5,492,072	24,547,237	16.0%	14.0%
松戸市	496,899	184,415,163	8,991,661	28,797,527	15.6%	13.8%
鎌ヶ谷市	109,871	42,094,516	2,844,072	6,756,393	16.1%	13.8%

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 (人) A	給与費				1人当たり 給与費 B/A (千円)	類似団体平均1人当たり 給与費
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	計 B (千円)		
3年度	1,028	3,842,083	1,019,058	1,543,973	6,405,114	6,231	6,533

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

本市では、過去の人口急増期に職員を大量に採用し、職員の年齢構成が国と異なる等により、ラスパイレス指数が100を超えています。令和4年4月1日においては、ラスパイレス指数が100を超える要因となっている高年齢層の職員の退職等により、前年と比べ減少しております。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し [実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合にはその理由））

改定実施時期	平成28年4月1日
実施内容	給料表の見直しについては、給料月額を平均2.1%引き下げました。 激変緩和のため、2年間（平成30年3月31日まで）経過措置（現給保障）を実施しました。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

国基準6%に対し、流山市においては7.3%を支給。（令和4年度）

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施しました（平成28年4月1日実施）。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均給与月額 (国比較ベース) (円)
流山市	38.1	301,022	389,129	354,549
我孫子市	40.5	309,327	400,609	-
野田市	43.0	322,557	399,482	-
柏市	39.4	302,331	385,776	-
松戸市	41.3	308,378	422,879	-
鎌ヶ谷市	41.3	299,303	392,573	-
千葉県	40.3	303,451	406,013	-
国	42.7	323,711	-	405,049
類似団体	41.8	316,752	420,454	377,381

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A) (円)	平均給与月額 (国比較ベース) (円)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B) (円)	
流山市	50.5	70	315,884	370,987	348,306	-	-	-	-
うち学校給食員	53.7	19	336,121	378,068	370,168	飲食物調理従事者	44.7	259,700	1.43
うち清掃職員	52.4	22	337,673	423,315	371,370	廃棄物処理業	47.0	306,000	1.21
うち用務員	61.3	1	255,200	280,849	273,829	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1	236,600	1.16
我孫子市	53.6	25	359,341	419,099	-	-	-	-	-
野田市	58.1	45	295,360	337,482	-	-	-	-	-
柏市	56.0	91	325,763	377,721	-	-	-	-	-
松戸市	55.3	211	292,958	342,466	-	-	-	-	-
鎌ヶ谷市	55.8	5	379,907	418,557	-	-	-	-	-
千葉県	53.4	-	301,594	360,660	-	-	-	-	-
国	51.1	2,114	286,570	-	328,416	-	-	-	-
類似団体	51.7	98	325,366	390,189	368,159	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C) (円)	民間 (D) (円)	C/D
流山市	-	-	-
うち学校給食員	6,119,775	3,497,500	1.75
うち清掃職員	6,771,942	4,266,500	1.59
うち用務員	3,897,582	3,187,900	1.22

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区分	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
流山市	35.9	282,079	380,992
我孫子市	38.7	301,576	398,359
野田市	36.8	285,481	405,954
柏市	36.8	293,437	390,036
鎌ヶ谷市	37.9	305,500	397,200
類似団体	38.8	305,411	414,963

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区分		初任給(円)	
一般行政職	流山市	大学卒	188,700
		高校卒	154,900
	千葉県	大学卒	188,700
		高校卒	154,900
	国	大学卒 総合職	186,700
		大学卒 一般職	182,200
高校卒 一般職		150,600	
技能労務職	流山市	高校卒	154,900
	千葉県	高校卒	152,700

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在) 単位:円

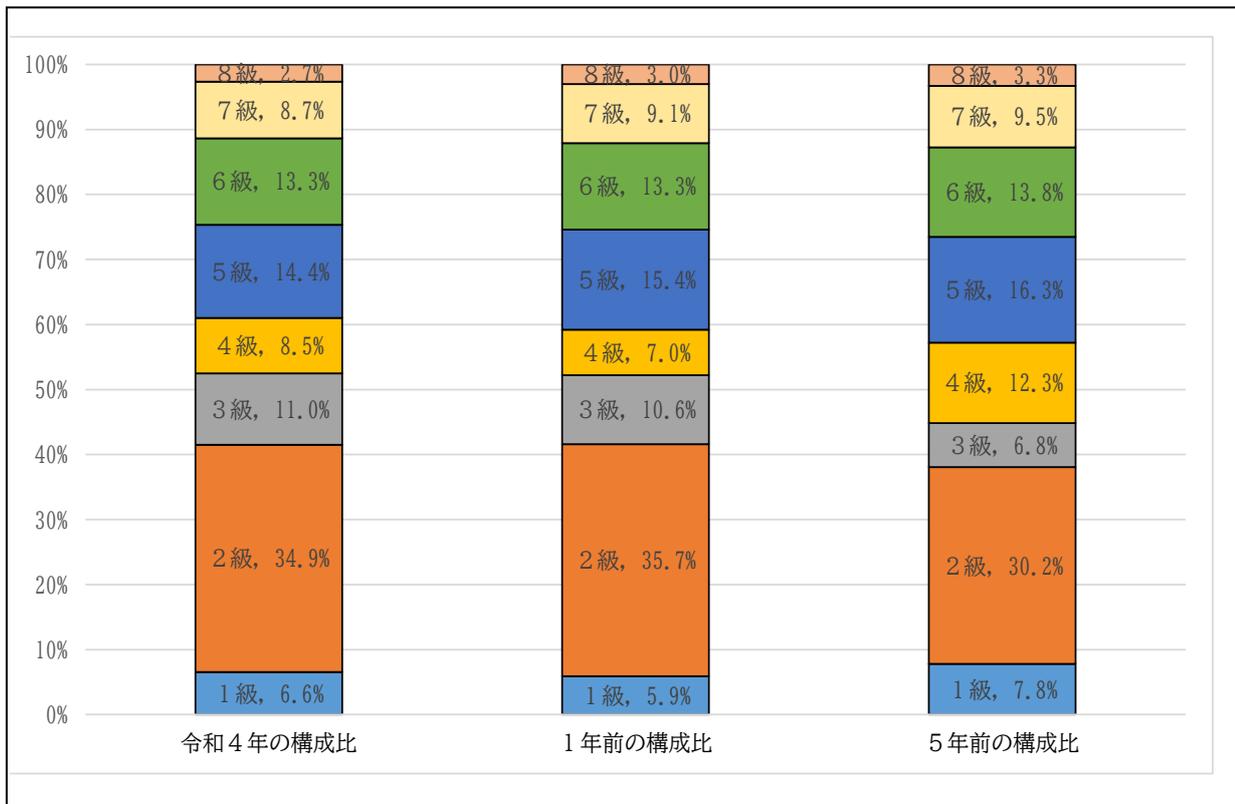
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	流山市	大学卒	258,329	371,537	410,216	416,683
		高校卒	-	-	358,100	427,300
技能労務職	流山市	大学卒	-	-	-	-
		高校卒	-	-	-	370,700
消防職	流山市	大学卒	-	-	402,600	393,000
		高校卒	232,457	323,850	-	386,533

3 一般行政職の級別職員数等の状況

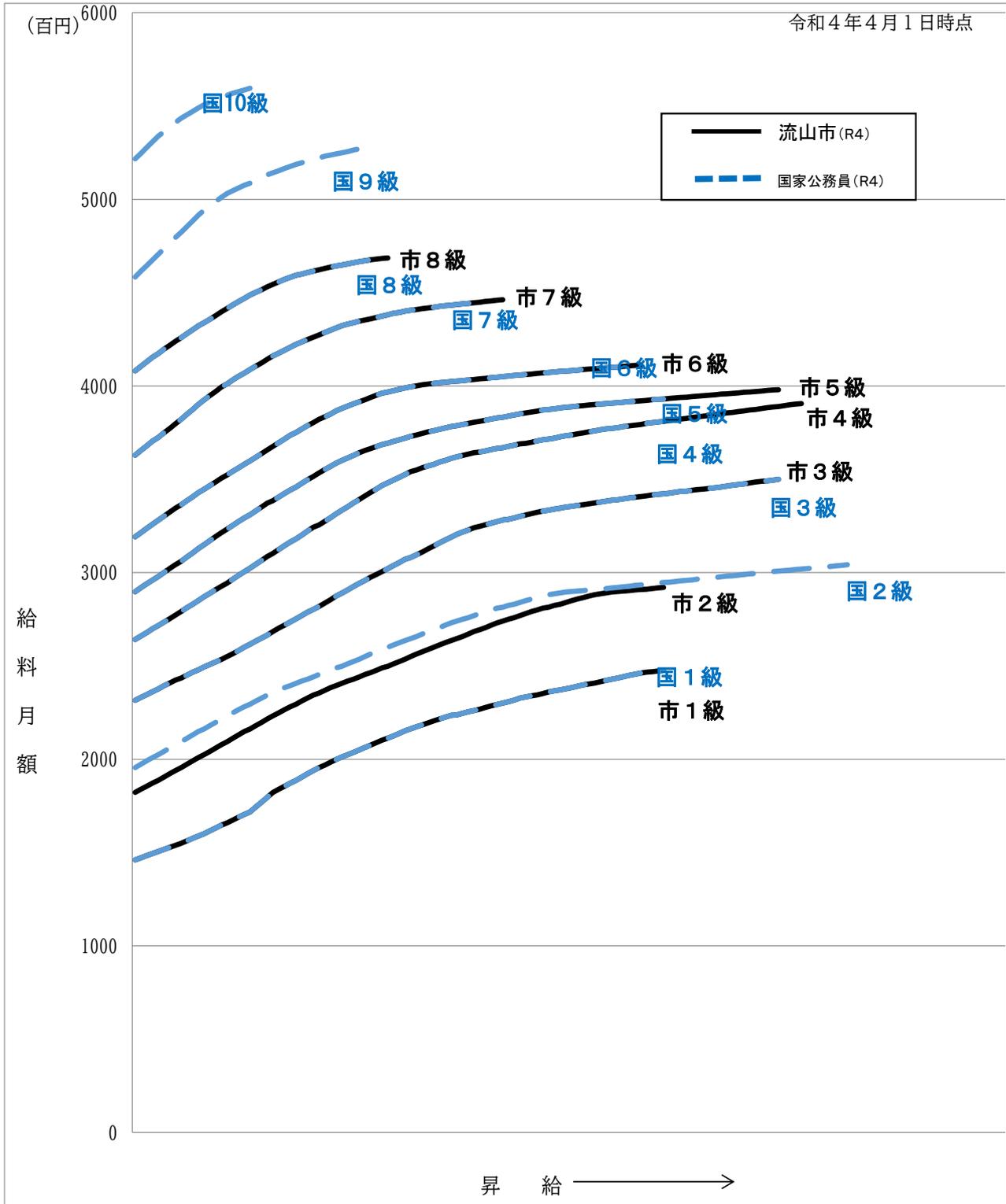
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比	1号給の給料 月額(円)	最高号給の給 料月額(円)
1級	事務員/技術員	37	6.6%	146,100	247,600
2級	主事/技師	197	34.9%	182,200	292,100
3級	副主査/主任主事/主任技師	62	11.0%	231,500	350,000
4級	主査	48	8.5%	264,200	390,600
5級	係長/主任主査	81	14.4%	289,700	398,000
6級	課長補佐	75	13.3%	319,200	411,200
7級	次長/課長	49	8.7%	362,900	446,200
8級	部長/事務局長	15	2.7%	408,100	468,600
合計		564	100.0%	-	-

- (注) 1 流山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 構成比の合計は端数処理の関係上100%にならない場合があります。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の反映状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ	人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和3年度）

区分	流山市	千葉県	国
1人当たり平均支給額（円）	1,378,772	-	-
期末手当支給割合（月分）	2.40 (1.35)	2.40 (1.35)	2.40 (1.35)
勤勉手当支給割合（月分）	1.90 (0.90)	1.90 (0.90)	1.90 (0.90)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算7～20%	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算5～20% 管理職加算15%、25%	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注）1人当たりの平均支給額は、特別職3人を除きます。

○勤勉手当への人事評価の反映状況（一般行政職）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

区分	流山市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	3,632,000円	21,117,000円	-	-

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	309,862,109円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	265,748円
支給対象地域	全地域
支給率	7.3%
支給対象職員数	1,166人
国の制度（支給率）	6.0%

(4) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)	23,499,282円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	103,067円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度)	18.9%
手当の種類 (手当数) (令和4年4月1日現在)	19手当

手当の名称	主な対象職員及び支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価			
徴収手当	市税の滞納整理又は国民健康保険料、し尿の汲取り手数料若しくは市営住宅の家賃等の徴収に従事した者	46,200円	日額	400円		
税務調査手当	市税の課税調査に従事した者	225,600円	日額	400円		
用地交渉手当	用地交渉の業務に従事した者	6,975円	日額	450円		
電気等主任技術者手当	電気主任技術者又はボイラータービン主任技術者である者	120,000円	月額	5,000円		
病害虫防除等手当	病害虫の防除作業に従事した者		日額	330円		
火災出動手当	消防職員で火災・救助のため出動した者(高所作業手当の支給対象となる者を除く。)	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	機関員である者	48,100円	1回	650円
			機関員でない者	86,500円	1回	500円
		上記以外の時間の出動	機関員である者	159,640円	1回	520円
			機関員でない者	278,000円	1回	400円
救急出動手当	消防職員で救急のため出動した者	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	機関員である者	843,200円	1回	320円
			機関員でない者	1,331,500円	1回	250円
		上記以外の時間の出動	機関員である者	1,908,140円	1回	260円
			機関員でない者	2,992,000円	1回	200円
救急救命士手当	消防職員で救急救命処置に従事する者	1,855,000円	月額	5,000円		
高所作業手当	消防職員で地上10メートル以上の高所において消火若しくは救助の作業又は高度な訓練に従事した者	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	消火又は救助の作業に従事した者		1回	680円
			上記以外の時間の出動		1回	550円
		高度な訓練に従事した者	22,275円	日額	550円	
危険手当	人体に危険を及ぼす業務に従事した者	1,750円	日額	500円		
災害等危険作業手当	震災、風水害の警戒、応急・復旧措置並びに救難、事故処理等の危険な業務に従事した者(防疫手当及び清掃業務手当の支給対象となる者を除く。)		日額	350円		
行旅病人取扱手当	行旅病人の取扱いをした者		1件	1,500円		
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いをした者		1件	3,000円		
社会福祉手当	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条に定める者	1,959,567円	月額	4,200円		
防疫手当	防疫業務に従事した者	330円	日額	330円		
	新型コロナウイルス感染症対策に係る業務	1,341,000円	日額	3,000円		
	新型コロナウイルス感染症対策に係る業務(身体接触又は長時間)	6,172,000円	日額	4,000円		
清掃業務手当	清掃作業の自動車の運転に従事した運転士	17,640円	日額	280円		
	塵芥処理に従事した機械管理員又は作業員	3,334,650円	日額	550円		
	し尿処理に従事した機械管理員	359,700円	日額	550円		
特殊車両等運転手当	トラクター、ショベルカー、ロードローラー又はブルドーザー等の特殊車両(以下「特殊車両」という。)の運転に従事した者	161,385円	日額	530円		
	本務として乗車定員30人以上又は最大積載量6,500キログラム以上の自動車(以下「大型自動車」という。)の運転に従事した者		日額	330円		
	本務として自動車(特殊車両及び大型自動車を除く。)の運転に従事した者	35,750円	日額	250円		
廃棄物処理施設技術管理者手当	廃棄物処理施設技術管理者である者	120,000円	月額	5,000円		
臨時運転手当	自動車の運転を本務としない者で専任の運転士に代わって土木作業用又は清掃作業用自動車を運転した者	72,380円	日額	220円		

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	237,306,335円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	251,118円
支給実績（令和2年度決算）	240,580,089円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	255,936円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	流山市における手当の内容及び支給単価	国の制度と内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	○配偶者6,500円 ○配偶者以外の扶養親族 子 10,000円 子以外 6,500円 (16歳～22歳の子1人につき、 5,000円加算)	同じ	95,232,941円	235,143円
住居手当	借家の場合（家賃16,000円を超える場合に限る）家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	79,989,115円	310,035円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6か月を超えない期間で低廉な 定期券・回数券等の価格を一括 支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて5,100円～ 32,830円を支給	○電車・バスを利用する場合 月額55,000円を限度として、6 か月を超えない期間で低廉な 定期券・回数券等の価格を一括 支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～ 31,600円を支給	107,028,736円	114,838円
管理職手当	○5級～8級の管理職に支給 8級（部長相当職） 87,800円 7級（課長相当職） 69,700円 6級（課長補佐相当職） 56,300円 5級で管理職である者（指導主 事、管理主事） 48,500円	○管理又は監督の地位にある職 員の官職のうち、規則で指定す る官職を占める職員に対し支給 ○俸給の特別調整額における職 務の級や区分に応じて46,300円 ～139,300円を支給	132,696,861円	617,195円
休日勤務手 当	○祝日に勤務した職員に通常の 時間単価に135/100を乗じた額を 支給 ○年末年始に勤務した職員に通 常の時間単価に150/100を乗じた 額を支給	○祝日及び年末年始に勤務した 職員に通常の時間単価に135/100 を乗じた額を支給	62,494,887円	299,019円
夜間勤務手 当	正規の勤務時間として深夜（午 後10時～翌日午前5時）に勤務 した職員に通常の時間単価に 25/100を乗じた額を支給	同じ	7,892,751円	49,954円
管理職員特 別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要 等により平日深夜（午前0時～ 午前5時）又は週休日等に勤務 した場合に支給 ○週休日等の場合 勤務1回につき、職務の級に応 じ4,000円～10,000円（6時間 を超える勤務は5割増） ○平日深夜の場合 勤務1回につき、職務の級に応 じ2,000円～5,000円	○俸給の特別調整額の区分等 に応じて、週休日等の勤務につ いては勤務1回につき6,000円～ 18,000円（6時間を超える勤務 は5割増）、平日深夜については 3,000円～6,000円を支給	3,253,000円	24,644円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区分		給料月額等					
		流山市	我孫子市	野田市	柏市	松戸市	鎌ヶ谷市
給料	市長	926,500円	846,000円	972,000円	961,000円	1,050,000円	900,000円
	副市長	800,000円	724,000円	831,000円	790,000円	860,000円	780,000円
報酬	議長	547,900円	530,000円	547,000円	668,000円	720,000円	505,000円
	副議長	488,100円	470,000円	492,000円	597,000円	660,000円	455,000円
	議員	458,250円	440,000円	450,000円	577,000円	590,000円	430,000円
		支給割合 (令和3年度)					
期末手当	市長	4.25 月分					
	副市長	4.25 月分					
	議長	4.10 月分					
	副議長	4.10 月分					
	議員	4.10 月分					
退職手当		算定方法		1期の手当額		支給時期	
	市長	給料月額×在職月数×0.35		15,565,200円		任期毎	
	副市長	給料月額×在職月数×0.25		9,600,000円		任期毎	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

区分		給料月額等（円）	
		（参考）類似団体における最高/最低額	
給料	市長	1,130,000	/ 834,700
	副市長	930,000	/ 716,400
報酬	議長	724,000	/ 463,000
	副議長	660,000	/ 420,000
	議員	606,000	/ 400,000

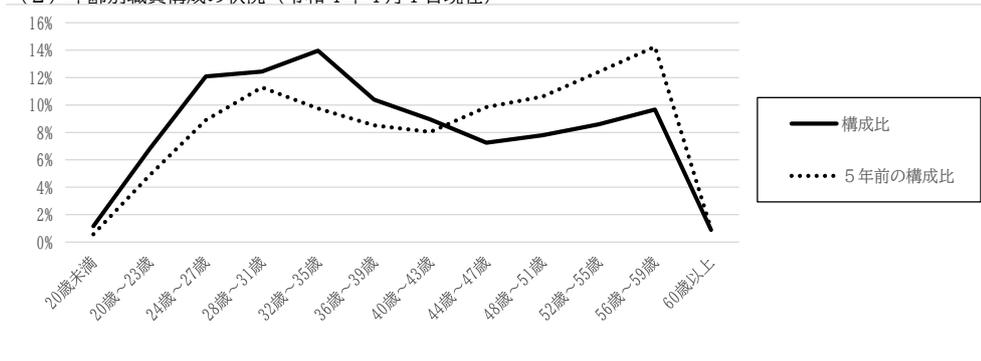
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(令和4年4月1日現在)

区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	10人	11人	1人	議会事務強化
		総務	160人	164人	4人	おくやみ窓口開設に伴う増等
		税務	53人	55人	2人	市民税業務関連の増員
		労働				
		農水	9人	10人	1人	農業委員会事務強化
		商工	13人	14人	1人	観光事業強化
		土木	108人	109人	1人	宅地開発審査業務強化等
	計	353人	363人	10人	<参考>人口1万人当たりの職員数 17.7人	
	福祉部門	民生	247人	254人	7人	障害者福祉業務強化等
		衛生	90人	103人	13人	妊娠・育児サポート新係設置等
		計	337人	357人	20人	
	一般行政計	690人	720人	30人	<参考>人口1万人当たりの職員数 35.0人	
	教育部門	132人	137人	5人	新設校建設に伴う強化等	
消防部門	206人	212人	6人	水槽ポンプ車増員		
小計	1,028人	1,069人	41人	<参考>人口1万人当たりの職員数 52.0人		
公営企業等 会計部門	水道	17人	17人	0人		
	下水道	16人	16人	0人		
	その他	56人	60人	4人	高齢者福祉業務強化等	
	小計	89人	93人	4人		
合計 [条例定数]		1,117人 [1,368人]	1,162人 [1,368人]	45人		

※人口1万人当たりの職員数は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳人口に基づくものです。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	11人	94人	141人	151人	152人	134人	108人	74人	94人	84人	100人	20人	1,163人
内訳													
男性	11人	65人	101人	85人	80人	82人	72人	44人	60人	61人	70人	16人	747人
女性	0人	29人	40人	66人	72人	52人	36人	30人	34人	23人	30人	4人	416人

(3) 職員数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間	
							増減数	増減率
一般行政	660人	663人	678人	678人	690人	720人	60人	9.1%
教育	120人	124人	126人	134人	132人	137人	17人	14.2%
消防	185人	187人	192人	199人	206人	212人	27人	14.6%
普通会計	965人	974人	996人	1,011人	1,028人	1,069人	104人	10.8%
公営企業等会計	86人	82人	82人	91人	89人	93人	7人	8.1%
総合計	1,051人	1,056人	1,078人	1,102人	1,117人	1,162人	111人	10.6%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7. 公営企業職員の状況

(1) 水道・下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

事業	区分	総費用 A (千円)	純損益又は実質収 支 (千円)	職員給与費 B (千円)	総費用に占める職員 給与費比率 B/A (%)	(参考) 2年度の総費用に 占める職員給与費 比率 (%)
水道事業	令和3年度	3,122,126	1,138,194	106,992	3.4	4.6
下水道事業	令和3年度	3,363,134	180,082	73,197	2.2	3.1

事業	区分	職員数 A (人)	給与費				1人当たり 給与費 B/A (千円)
			給料 (千円)	職員手当 (千 円)	期末・勤勉手当 (千 円)	計 B (千円)	
水道事業	令和3年度	22	74,273	15,742	28,780	118,795	5,400
下水道事業	令和3年度	18	61,944	16,234	23,807	101,985	5,666

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費には、上下水道事業管理者は含みません。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢 (歳)	基本給	平均月収額
水道事業	45.0	290,251円	449,155円
下水道事業	43.7	296,429円	471,835円
団体平均	水道事業	45.5	501,390円
	下水道事業	43.9	493,022円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

	水道事業		下水道事業	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
1人当たり平均 支給額 (令和3 年度決算)	1,308,177円		1,322,613円	
平均年齢 (歳)	45.0		43.7	
令和3年度支給割合 (再任用職員)	2.40 月分 (1.35 月分)	1.90 月分 (0.90 月分)	2.40 月分 (1.35 月分)	1.90 月分 (0.90 月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算7%~20% (令和3年 度)		職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算7%~20% (令和3年 度)	

- (注) 1 平均年齢は、令和4年4月1日現在の年齢です。
2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (令和4年4月1日現在)

	水道事業		下水道事業	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加 算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~ 20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%~ 20%加算)	
1人当たり 平均支給額	-	-	-	-

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均値です。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	10,488千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	262,212円
支給対象地域	全地域
支給率	7.3%
支給対象職員数	40人
一般行政職の支給率	7.3%

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

区分	全職種
支給実績（令和3年度決算）	60,000円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	60,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	2.5%
手当の種類（手当数）（令和4年4月1日現在）	5

手当の名称	主な対象職員及び支給対象業務	支給実績（令和3年度決算）	左記職員に対する支給単価	
電気主任技術者手当	自家用電気工作物主任技術者である者	-	月額	5,000円
水道技術管理者手当	水道技術管理者である者	60,000円	月額	5,000円
危険手当	人体に影響を及ぼす勤務に従事した者。ただし、機械管理員がその本来的業務において人体に危険を及ぼす業務に従事する場合を除く	-	日額	300円
緊急業務手当	勤務時間外の緊急事故処理に出動した者	-	1回	2,000円
徴収手当	公共下水道の使用料等の徴収に従事した者	-	日額	400円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	4,725千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	197千円
支給実績（令和2年度決算）	6,139千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	157千円

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	流山市における手当の内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績（令和3年度決算）（千円）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）（円）
扶養手当	○配偶者6,500円 ○配偶者以外の扶養親族子 10,000円 子以外 6,500円 (16歳～22歳の子1人につき、5,000円加算)	同じ	3,698	231,112
住居手当	借家の場合（家賃16,000円を超える場合に限る）家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	3,521	251,500
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6か月を超えない期間で低廉な定期券・回数券等の価格を一括支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて5,100円～32,830円を支給	同じ	4,204	113,625
管理職手当	○6級～8級の管理職に支給 8級（部長相当職） 87,800円 7級（課長相当職） 69,700円 6級（課長補佐相当職） 56,300円	同じ	3,773	628,800
休日勤務手当	○祝日に勤務した職員に通常の時間単価に135/100を乗じた額を支給 ○年末年始に勤務した職員に通常の時間単価に150/100を乗じた額を支給	同じ	6	5,876
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時～翌日午前5時）に勤務した職員に通常の時間単価に25/100を乗じた額を支給	同じ	0	0
管理職員特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要等により平日深夜（午前0時～午前5時）又は週休日等に勤務した場合に支給 ○週休日等の場合 勤務1回につき、職務の級に応じ4,000円～10,000円（6時間を超える勤務は5割増） ○平日深夜の場合 勤務1回につき、職務の級に応じ2,000円～5,000円	同じ	0	0